

## 白井市

## 先端設備等導入計画認定に係る提出資料チェックリスト

No.	申 請 に 必 要 な 書 類	備考	チェック
1	先端設備等導入計画に係る認定申請書		
2	先端設備等導入計画に関する確認書 (認定経営革新等支援機関確認書)		
3	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書		
4	従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面		
5	直近の法人市民税納税証明書		
6	法人履歴事項全部証明書		
7	誓約書（市独自様式）	代表者の自署、 押印不要	
8	先端設備等を設置する事業所等の確認済証、または家屋の取得申告書の写し、もしくは検査済証の写し（なければ建築台帳記載証明書）	建築台帳記載証明書は印旛土木事務所（または千葉県）で発行	
9	その他市が必要とする書類		

## 1. 先端設備等導入計画に係る認定申請書（様式第22）

No.	チェックポイント	チェック
1	申請日は記載されているか	
2	白井市長宛となっているか	
3	申請者の住所・名称・代表者名は記載されているか	
4	收受印が押され、文書番号が取られているか	

## 2. 先端設備等導入計画（別紙）

No.	チェックポイント	チェック
1	「1 名称等」に記載漏れはないか	
2	<p>「1 名称等」の4から6について、認定可能な中小企業者か</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【中小業者の範囲】</b></p> <p>① 製造業他⇒資本金等3億円以下・従業員300人以下          ② 卸売業⇒資本金等1億円以下・従業員100人以下          ③ 小売業⇒資本金等5千万円以下・従業員50人以下          ④ サービス業⇒資本金等5千万円以下・従業員100人以下          ⑤ 政ゴム製品製造業⇒資本金等3億円以下・従業員900人以下          ⑥ 政ソフトウェア業または情報処理サービス業⇒資本金等3億円以下・従業員300人以下          ⑦ 政旅館業⇒資本金等5千万円以下・従業員200人以下          ※政は政令で指定された業種。</p> </div>	
3	<p>「2 計画期間」は適正か</p> <p>※計画開始の月から起算して、3年（36か月）、4年（48か月）、5年（60か月）のいずれかの期間。</p> <p>※認定月と計画開始月は同月でも可。</p>	
4	「3 現状認識」は適正か	
5	「4 先端設備等導入の内容（1）事業の内容及び実施時期」について適正か	
6	<p>「（2）先端設備等の導入による労働生産性向上の目標」は適正か</p> <p>※現状（A）は直近の決算（実績）。</p>	
7	「（3）先端設備等の種類及び導入時期」は適正か	
8	「6 雇用に関する事項」について、関係書類等と内容に整合性があり適正か	

## 3. 税制支援措置（地方税法附則第15条第44項／固定資産税の軽減）

No.	チェックポイント	チェック
1	中小事業者等にあたるか <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【中小事業者等の範囲】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 資本金等の額が1億円以下の法人</li> <li>② 資本金等を有しない法人で常時従業員数が千人以下</li> <li>③ 常時従業員数が千人以下の個人</li> </ul> </div>	
2	導入設備は以下の対象設備の要件を満たしているか <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <b>【対象設備】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 機械装置⇒160万円以上</li> <li>② 工具⇒30万円以上</li> <li>③ 器具備品⇒30万円以上</li> <li>④ 建物付属設備⇒60万円以上</li> </ul> <p>※家屋と一体で課税されるものは対象外。</p> </div>	
3	年平均の投資利益率が5パーセント以上になることが、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画で見込まれているか	
4	従業員に対する賃上げ方針の表明を行っているか	

※計画に基づき令和9年3月31日までに取得した設備に対し、賃上げ表明1.5%以上の場合は3年間課税標準を1/2に軽減、3%以上の場合は、5年間課税標準を1/4に軽減。

※賃上げ表明がない場合は、固定資産税の軽減措置はなし。